

借受農地管理等事業について

1 事業の趣旨

- ・農地中間管理機構（以下、「機構」という）が地権者から農地を借り受けた後、担い手等へ貸し付けるまで（中間保有状態）の間、当該農地の保全管理作業を実施する
- ・作業は業者（地域の担い手等）への請負により実施し、機構は作業料金を支払う

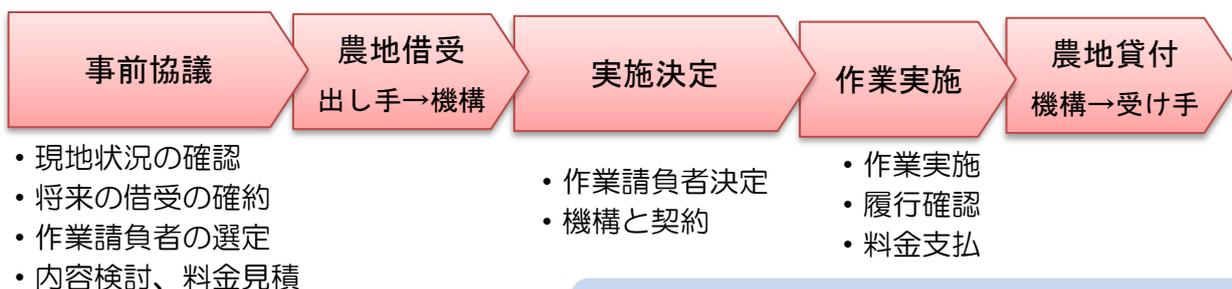
2 事業対象

- ・担い手等への貸付が見込まれるが、何らかの事情によりすぐには貸付しない農地
- ・貸借や管理作業の実施等について、機構・市町・受け手が連携して取り組めること

Q. 『何らかの事情』とは？

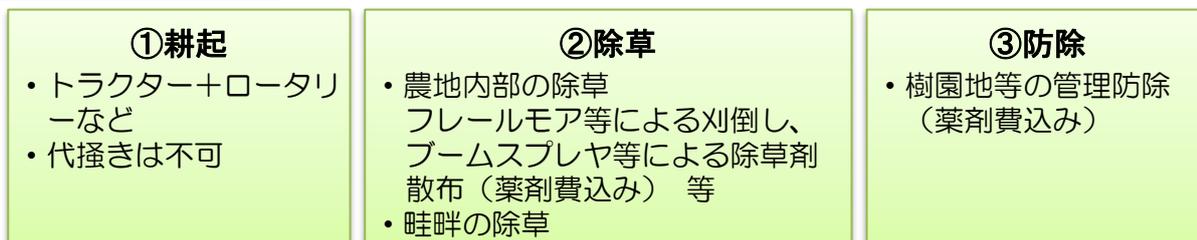
- A. ○農地の場所は良いが、種苗（農業資材、肥料等）がないので、すぐには借受はできない。
○新規就農者が来る予定だが、研修中ですぐには営農できない。

3 事業スキーム



Q. 保全管理作業ができる期間は？
A. 機構が農地を借受後、最長2年

4 実施可能な作業



Q. 木の抜去など重機を要する作業は？地力回復のため堆肥散布は？
A. 本事業では実施不可

5 作業料金について

- ・作業の種類に応じて、人件費、機械使用料、光熱動力費、薬剤費等を込みで10a当たり作業単価を決定し、単価×面積で料金を支払い
- ・単価は機構作成のメニューを元に、現地の状況や請負者の実態に応じて調整